

特別償却制度の対象となる勤務時間短縮用設備等の要件

○次に掲げる種類のいずれかに該当するものであり、**1台または1基**（通常一組または一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組または一式。）**の取得価額が30万円以上**のもの（※）。

※平成31年4月1日から令和9年3月31日までに取得または製作したものであり、同期間中に当該法人または個人が営む医療保健業の用に供したものが対象。

類型 1	労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等 （勤怠管理を行うための設備、勤務シフト作成を行うための設備 等）
類型 2	医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等 （書類作成時間の削減のための設備、救急医療に対応する設備、バイタルデータの把握のための設備 等）
類型 3	医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等 （医師の診療を補助する設備 等）
類型 4	遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等 （医師が遠隔で診断するために必要な設備等）
類型 5	チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等 （医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備、予診のための設備、医師の検査や処方 の指示を電子的に管理するための設備、医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト 等）

⇒詳細は別添「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」を参照。